

## 主な変更許可の内容

### 1. 新規規制基準への適合のための変更

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、再処理事業所の再処理施設を「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」に適合させるために必要な安全対策等を追加する。

追加する主な安全対策は以下のとおり。

#### 【設計基準】

火災・爆発対策：火災感知器の多様化、防火扉の設置、水素濃度計の設置など

地震・津波対策：基準地震動を 700 ガルへ引き上げ、耐震補強工事の実施

外部火災対策：硝酸ヒドラジン等の薬品貯槽の地下移設、防火帯の設置など

竜巻対策：最大風速 100m/s を想定、屋外の安全上重要な施設（安全冷却水系冷却塔など）に飛来物防護ネット等の設置など

火山対策：降下火砕物用フィルタの追加設置など

#### 【重大事故等】

臨界事故への対策：廃ガス貯留槽の設置など

蒸発乾固への対策：凝縮器の設置など

水素爆発への対策：可搬型空気圧縮機の導入など

その他の対策：緊急時対策所の新設、貯水槽の新設、敷地外水源等の整備など

### 2. その他の変更

- ・ MOX 燃料加工施設との接続に係る変更
- ・ 低レベル固体廃棄物の最大保管廃棄能力の変更
- ・ せん断処理するまでの使用済燃料の冷却期間の変更（4年から15年）

以上